

家屋の各種届出について

家屋の状況に変更などがあつたかたは、税務課へ届出が必要です。

■ 建築・増築・滅失の届出 ※登記したかたは不要です。

▶家屋を建てた(増築した)かた

家屋建築届に家屋の所在地番、種類、構造、床面積、建築年月日、所有者を記入のうえ提出してください。

届出のあつた日以降に訪れる賦課期日(1月1日)の年度から変更となります。

▶家屋を取り壊したかた

家屋滅失届に家屋の所在地番、種類、構造、床面積、滅失年月日、所有者を記入のうえ提出してください。

届出のあつた日以降に訪れる賦課期日(1月1日)の年度から『滅失』となります。

遡及して滅失する場合は、解体業者からの**滅失証明書**を添付してください。

登記されている家屋を取り壊した場合は、法務局にて滅失登記をしてください。

■ 種類・用途変更の届出

▶事務所を住宅にするなど家屋の種類や用途を変更したかた

家屋課税台帳種類変更届に家屋の所在地番、変更前の種類・床面積、変更後の種類・床面積、所有者を記入のうえ提出してください。